安全報告書

2019年度



井原鉄道株式会社

―利用者はじめ地元の皆様へー

平素から井原鉄道をご利用いただきますとともに、格別のご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。

弊社は、安全最優先の方針の下、安全管理体制を構築し、法令の遵守とともに安全・安定輸送に努めております。平成11年1月の開業から21年が経過しましたが、これまで公共交通機関としての役割を担うことができましたことは、地域の皆様のご支援とご理解をいただいたおかげであり、厚くお礼を申し上げます。

この報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組み実績をとりまとめ、安全の実情について自ら振り返るとともに広くご理解をいただくために公表するものです。今後とも更なる安全・安定輸送を心がけるため、皆様からのお声を輸送の安全に役立てたいと考えておりますので、是非とも率直なご意見をいただければ幸いです。

2020年 5月

井原鉄道株式会社 代表取締役社長 藤本悌弘

1. 安全の基本方針と安全到達目標

(1) 安全の基本方針

当社における安全の確保に関する基本的な方針は、「安全管理規程」で次のように定め、全社員 に周知・徹底しました。

安全綱領

- ① 安全の確保は、輸送の生命である。
- ② 規程の遵守は、安全の基礎である。
- ③ 執務の厳正は、安全の要件である。

安全に係る行動規範

- ① 一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するように努める。
- ④ 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
- ⑤ 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

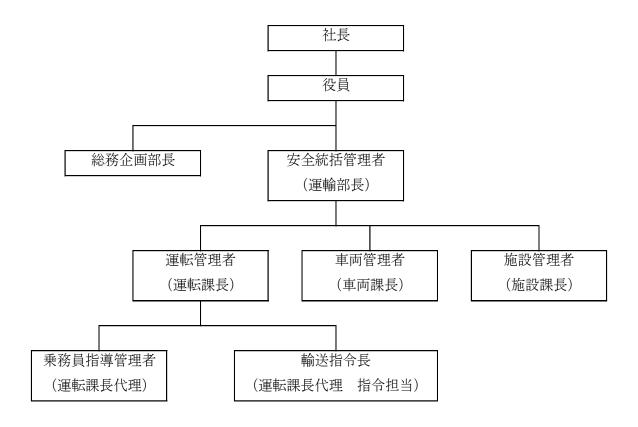
(2) 安全到達目標

2019年度は、「安全の確保を第一に考え、法令及び規程を遵守し、死傷事故ゼロを達成する。」 を安全到達目標とし、全社一丸となって取り組みました。

2. 安全管理体制

安全の確保に関する体制は、社長を最高責任者として構築し、安全統括管理者をはじめとする各 管理者の役割と権限を定めています。

(1) 安全管理体制図



(2) 各管理者の役割

管理者	役割
社長	輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
(運輸部長)	
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
(運転課長)	
乗務員指導管理者	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
(運転課長代理)	
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。
(車両課長)	
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、施設に関する事項を統括する。
(施設課長)	
総務企画部長	輸送の安全の確保に必要な設備投資、人事、財務に関する事項を統括
	する。

3. 安全に関する会議

社長をトップとした安全に関する会議などにおいて、さまざまな取組みを審議するほか、それらの 確実な実施に向けて継続的に改善を図りました。

会議	内容・出席者など
マネジメントレビュー	安全に関する重点方針の設定、基本的な取組み事項の報告等
会議	社長、安全統括管理者、各部門長
(3月)	
連絡調整会議	安全に関する方針に沿った取組み事項の報告等
(毎月)	社長、安全統括管理者、各部門長
安全推進会議 (6月、2月)	運転事故及び労働災害の防止や安全監査などに関する事項の審議、効
	果的な対策の立案等
	安全統括管理者、各部門長

4. 安全に関する監査

(1) 保安監査の実施

監査対象:井原線全線(9月2日~9月4日)

鉄道事業法第56条(立入検査)と同法第66条の規定に基づく鉄道事業等監査規則で定める 監査であり、輸送の安全を確保するための取組みが適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び 保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか、国土交通省(中国運輸局)による保安監査を受検し ました。結果は改善指示等ありませんでした。

(2) 内部監査の実施

経営トップ、安全統括管理者の監査(2月14日)

輸送の安全を確保するための取組みが規程・手順に適正に適合しているか、また安全管理体制 が適正に運営され有効に機能しているかを確認し、必要により見直しを実施するため、内部監査を 実施しました。

5. 2019年度 鉄道運転事故及び輸送障害の発生状況

2019年度の発生状況は以下のとおりです。

- (1) 鉄道運転事故(列車衝突、列車火災、列車脱線、踏切障害事故など) ありませんでした。
- (2) インシデント (鉄道運転事故が発生する恐れがあると認められる事態) ありませんでした。
- (3)輸送障害(旅客列車に30分以上の遅延や運休、ただし | R線区の影響による遅延は除く)
 - ①大雨により部分運休含む運休17本 (6月22日)
 - ②施設障害 [原因:電気設備の経年劣化] により運休2本 (7月28日)
 - ③台風10号接近による終日計画運休 (8月15日)

※ 計画運休

予め長時間にわたる降雨や暴風が予想される台風接近時は、お客様の安全確保を最優先する観点から、事前に十分なお知らせをした上で、列車の全面運転休止を行います。

(4) 行政指導

ありませんでした。

6. 安全総点検及び安全運動の取組み

年末年始及びゴールデンウィーク、夏期の多客輸送期間中は、安全確保・事故防止の徹底と社員の意識の高揚を図るため安全総点検及び事故防止運動を実施しました。

《2019年度 実施期間》

- ゴールデンウィーク事故防止運動
 4月27日~5月6日
- ② 夏期事故防止運動 8月10日~8月18日
- ③ 年末年始輸送安全総点検 12月10日~1月10日
- ④ 全国交通安全運動の取組み5月11日~5月20日、9月21日~9月30日

7. 「安全・気になる情報」の収集と活用

全社員を対象として、ヒヤリ・ハットや「事故が起こるかもしれない」気になる情報を掘り起こすため、各現場に「安全・気になる情報」投函箱を設置し、その情報を活用し、事故の未然防止、社内の情報共有及び安全意識の向上を図っています。

8. 社員の訓練等

事故発生時における旅客の安全確保と復旧への迅速な対応能力の向上を図るため、訓練等を実施しました。

- (1) 井原消防組合・井原消防署との合同訓練、車両構造及び現地責任者講習会の実施
 - ① 合同訓練(11月8日)

早雲の里荏原駅にて、運行中の列車に火災が発生したという想定で、事象発生時の初動訓練、 お客様の避難救護訓練や火災の処置訓練等を実施しました。事故が発生した場合での情報連携 と共同作業による安全を最優先とした判断や行動ができるよう、対応力の強化を図りました。

② 車両構造及び現地責任者講習会(11月13、14日)

この講習会は、消防署員の方々に車両構造の知識や事故発生箇所での現地責任者の存在意義を知っていただくことで、二次災害の防止並びに救助活動中の安全確保を図ることを目的としており、今回で4回目となります。井原消防組合・井原消防署のほか沿線消防署から約50名が参加されました。



合同訓練



講習会

(2) 社内異常時実設訓練の実施(9月27日)

井原線内において運転・施設従事社員合同の異常時対応訓練を実施しました。

- ・ 東江原車庫内において原因不明の軌道短絡が発生、復旧対応を行う。
- ・ 矢掛駅上り出発信号機の故障のため、三谷〜矢掛駅間において代用閉そく方式(指導指令式) を施行する。

(3) 社員の教育

運転士、駅係員、指令、車両、施設、電気の各係員の教育訓練を各職種毎に実施しました。安全を確保するためには、社員一人ひとりがルールや基本動作について理解・納得して業務に就くことが重要であり、規程はもとより事故事例の研究、異常時の取扱いや現車・現場訓練等、知識と技術の向上に努めました。

9. 安全の確保ための設備投資、維持・修繕

中期経営計画に基づき計画的に線路・電路・車両設備への投資・修繕を行い、安全運行の確保に努めました。

- (1) 車両関係
 - ①列車無線機更新工事
 - 12両×2台 計24台
 - ②車両の検査・点検整備の実施
 - ・列車検査 3~4両/日
 - ·月検査 48両
 - ・重要部検査 2019年度はなし
 - ・全般検査 3両(エンジン更新の実施)
 - ③車輪削正の実施
 - 4軸/両×3両
 - ※ 走行による車輪の摩耗や踏面の損傷等を修正し、不快な音や振動を防ぎ、安全・快適な走行 を維持します。

【車両の検査・管理】

車両の安全を保つため、実施基準に基づき東江原車庫内にて定期的な検査を実施しています。

○列車検査

4日を超えない期間ごとに、運転に必要不可欠な台車やブレーキ等、主要部分について行う検査です。対象機器類の状態・動作確認や必要に応じて消耗部品の取替えを行います。

○月検査

90日を超えない期間ごとに、制御装置等の機器の状態・動作確認だけでなく、内部の状況を点検し、試験装置を用いたより詳細な試験を行います。必要に応じて手入れ品や部品を取替えます。



○重要部検査

4年又は走行距離が50万キロを超えない期間のいずれか短い期間ごとに、動力発生装置、走行装置、ブレーキ装置、その他の重要な装置を車体から取り外し、分解・検査・整備を行います。

○全般検査

8年を超えない期間ごとに、車両の主要部分や全ての機器類を車体から取り外し、全般にわたり細部まで検査を行います。

○臨時検査

必要に応じて行います。

輪重測定

脱線防止のため、東江原車庫内に輪重測定装置を設置し、重要部・全般検査後や車輪削正後には 左右の車輪に係る重量バランス(輪重比)を測定・管理しています。



ひずみゲージ設置箇所



ひずみゲージ

※ 車輪がレール上を通過する際に発生するレールたわみ量を両レール側面に取り付けたセンサー (ひずみゲージ)により測定、パソコン解析し、両輪の重量バランスを管理します。

(2) 施設関係

① 矢掛~小田駅間 毎戸高架橋高欄改良工事の実施



(施工前)



(施工後)

- ② 軌道整備
- ③ マクラギ交換
- ④ 駅階段防護柵、階段上屋屋根改修工事(吉備真備駅、小田駅)
- ⑤ 荏原駅跨線橋タイル取替・修繕

- ⑥ 電子踏切制御装置 更新
- ⑦ 電子分周軌道回路送受信機 更新
- ⑧ コントロールセンター無停電電源装置 更新
- ⑨ 列車無線装置(車上局) 更新
- ⑩ 沿線電話機15台 更新

【施設の検査・管理】

○高架橋等やトンネルの検査

経年劣化による変状を調査するため、高架橋等やトンネルは目視による検査を実施し、異常の可能性があると判断された箇所は、梯子や高所作業車を用いて近接目視検査やハンマーによる打音検査により異常の有無を確認しています。



○軌道検測装置による検査

線路上を列車が走行することによりゆがみ(軌道狂い)が生じるため、全線を軌道検測装置により5つの項目(軌間、水準、高低、通り、平面性)を測定しています。測定値は、安全な軌道維持のため整備計画に活用しています。



軌道検測装置

○レール探傷器による検査

レールに発生した傷によるレール折損を防止するため、探傷器によりレール内外や継目部分の傷の有無を確認し、安定維持に努めています。



レール探傷器による作業

○踏切保安装置の定期検査

踏切保安装置の定期検査では、電圧の測定、警報機・遮断機の 動作確認やそれらの時間測定と障害物検知装置等の点検を行い、 安定維持に努めています。



10. 踏切事故防止キャンペーンの実施

交通安全運動(5月11日~20日、9月21日~30日)、踏切事故防止キャンペーン期間(11月1日~10日)に合わせて、井原線内3踏切において、警察・行政機関と連携し、踏切注意事項等のチラシ配布等を行うとともに、保育園児・幼稚園児とその保護者を対象とした踏切事故防止の啓蒙活動を実施しました。

(5月16日、6月5日、9月27日、11月7日)



11. 駅ホームにおける安全性向上の取組み

駅ホームからの転落等を防止するために、放送・掲示によるお客様へ注意の呼びかけ、駅係員や運転 士等による乗車・降車の誘導案内等を中心に取組みました。

① 運行監視用カメラを活用して駅ホームの安全確認を行い、混雑時等必要な場合は、駅放送により「できるだけ線路から離れた歩行(黄色い点字ブロックの内側)」や、「歩きながらのスマホや携帯電話の使用を控えていただく」等、お客様への注意を呼びかけました。



- ② 視覚障害のある方が、ホームから線路へ転落することを防ぐため、駅係員や運転士等が声かけを行うように努めるとともに、関係各所と連絡を取り合って、安全に乗車・降車できるように対応しました。
- ③ 吉備真備駅上りホーム端部にCPラインの設置

学生のお客様の乗降が多い吉備真備駅上りホーム端部をオレンジで塗装し、視認性の向上を図っています。



12. お客様、地域社会(沿線)の皆様へのお願い

① 踏切を横断する際のお願い

踏切を横断する際には、必ず一旦停止をして左右(列車が来ないこと)および前方(踏切向こうの滞留状況)の確認をお願いします。

万が一、踏切内で動けなくなった場合や踏切の異常を発見された場合は、近くの「非常ボタン」 を押してください。



- ② 線路内及び敷地内への立入禁止のお願い 列車はすぐに止まることができません。絶対に線路内及び敷地内に立入らないでください。
- ③ 駅通路、ホームを歩かれる際のお願い ホーム縁端部の歩行及び歩きながらのスマートフォンや携帯電話のご使用は、ホームからの転落、列車と接触やお客様同士の衝突の恐れがあり、大変危険ですのでお控えください。
- ④ 線路内に物を落とされた際のお願い 線路内に物を落とされた際は、駅係員又は運転士にお知らせください。ホームから線路内に下 りられることは大変危険ですのでお止めください。
- ⑤ 列車内でのお願い

列車内にて緊急時の場合は、車内に設置されている「非常通報装置」のボタンを押して運転士に お知らせください。



- ⑤ 不審物・不審者を発見した際のお願い 駅や車内で不審物・不審者を発見した際は、駅係員又は運転士にお知らせください。
- ⑥ 駅構内や車内への危険物持込み禁止のお願い 火薬類や可燃物などの危険物、他のお客様にご迷惑や危害を及ぼす物は駅構内や車内への持ち 込みをご遠慮ください。